

**東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業
消費税の取扱いその他に関する入札説明書等の訂正表**

平成15年 6月18日

入札説明書

頁	条項	訂正前	訂正後
17	22(1)1)	施設整備費相当について、大学は供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を年2回の割賦方式により26回に分けて均等に支払う。 ア 【以下省略】	施設整備費相当について、大学は供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を年2回の割賦方式により26回に分けて支払う。なお、施設整備費相当と施設費相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は均等とする。 ア 【以下省略】

入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等

頁	条項	訂正前	訂正後
3	2(1)1)	施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことによって必要な割賦金利からなるものとする。 施設整備費相当は、完全に平準化され、毎支払時、同額が支払われるものとする。 割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。 基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTelerate17143ページに掲示されている6か月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレートとする。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利の基準日は、平成15年6月26日とする。なお、金利の固定は、落札者決定の日もって行うものとする。	施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことによって必要な割賦金利からなるものとする。 割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。 基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTelerate17143ページに掲示されている6か月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレートとする。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利の基準日は、平成15年6月26日とする。なお、金利の固定は、落札者決定の日もって行うものとする。
3	2(2)1)ア	施設整備費相当の支払方法 大学は2(1)で算出された施設整備費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成17年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全26回に分けて支払うものとする。なお、各回の支払額は均等とする。	施設整備費相当及び施設費相当に係る消費税等の支払方法 大学は2(1)で算出された施設整備費相当及び施設費相当に係る消費税等の総額について、維持管理開始後から維持管理期間終了までの間に、平成17年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全26回に分けて支払うものとする。なお、施設整備費相当と施設費相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は均等とする。
3	2(2)1)イ	維持管理費等相当の支払方法 大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費等相当について、維持管理業務の開始後から事業期間終了までの間に、平成17年10月を第1回とし平成30年4月最終回とする年2回・全26回に分けて支払うものとする。なお、各回の支払額は均等とする。	維持管理等相当及び維持管理費等相当に係る消費税等の支払方法 大学は、選定事業者の維持管理業務等の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費等相当及び維持管理費等相当に係る消費税等の総額について、維持管理業務の開始後から維持管理期間終了までの間に、平成17年10月を第1回とし平成30年4月最終回とする年2回・全26回に分けて支払うものとする。なお、維持管理費等相当と維持管理費等相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は原則として均等とする。ただし、2)イの規定に従い維持管理費等相当の減額措置が取られた場合には、維持管理費等相当に係る消費税相当額から、維持管理費等相当の減額措置の100分の5に相当する金額を減額する。
3	2(2)1)ウ	-	この項を全て削除
5	2(2)2)サービス購入費の構成イメージ図	維持管理費等相当（定額） 施設整備費相当（定額）	維持管理費等相当 + 維持管理費等相当に係る消費税等（各回定額） 施設整備費相当 + 施設費相当に係る消費税等（各回定額）

様式集

頁	条項	訂正前	訂正後
68	様式53-2	-	別紙と差し替え
75~76	「資金調達計画等に係る提案書」の作成にあたっての注意事項	-	別紙と差し替え

事業契約書(案)

頁	条項	訂正前	訂正後
42	2(1)	<p>施設整備費相当 施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことにより必要な割賦金利からなるものとする。 施設整備費相当は、完全に平準化され、毎支払時、同額が支払われるものとする。 割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。 基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTelerate17143ページに掲載されている6か月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレートとする。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利の基準日は、平成15年6月26日とする。なお、金利の固定は、落札者決定の日もって行うものとする。</p>	<p>施設整備費相当 施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことにより必要な割賦金利からなるものとする。 割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。 基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTelerate17143ページに掲載されている6か月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレートとする。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利の基準日は、平成15年6月26日とする。なお、金利の固定は、落札者決定の日もって行うものとする。</p>
42	2(2)1)ア	<p>施設整備費相当の支払方法 大学は2（1）で算出された施設整備費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成17年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全26回に分けて支払うものとする。なお、各回の支払額は均等とする。</p>	<p>施設整備費相当及び施設費相当に係る消費税等の支払方法 大学は2（1）で算出された施設整備費相当及び施設費相当に係る消費税等の総額について、維持管理開始後から維持管理期間終了までの間に、平成17年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全26回に分けて支払うものとする。なお、施設整備費相当と施設費相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は均等とする。</p>
42	2(2)1)イ	<p>維持管理費等相当の支払方法 大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、2（1）で算出された維持管理費等相当について、維持管理業務の開始後から事業期間終了までの間に、平成17年10月を第1回とし平成30年4月最終回とする年2回・全26回に分けて支払うものとする。なお、各回の支払額は均等とする。</p>	<p>維持管理等相当及び維持管理費等相当に係る消費税等の支払方法 大学は、事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、2（1）で算出された維持管理費等相当及び維持管理費等相当に係る消費税等の総額について、維持管理業務等の開始後から維持管理期間終了までの間に、平成17年10月を第1回とし平成30年4月最終回とする年2回・全26回に分けて支払うものとする。なお、維持管理費等相当と維持管理費等相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は原則として均等とする。ただし、2)イの規定に従い維持管理費等相当の減額措置が取られた場合には、維持管理費等相当に係る消費税相当額から、維持管理費等相当の減額措置の100分の5に相当する金額を減額する。</p>
42	2(2)1)ウ	-	この項を全て削除
44	2(2)2)サービス購入費の構成イメージ図	<p>維持管理費等相当（定額） 施設整備費相当（定額）</p> <p style="text-align: center;">} サービス購入費</p>	<p>維持管理費等相当 + 維持管理費等相当に係る消費税等（各回定額） 施設整備費相当 + 施設費相当に係る消費税等（各回定額）</p> <p style="text-align: right;">} 大学からの支払</p>
50	別紙9 4(4) 減額ポイントの支払額への反映	<p>モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、事業者へ減額ポイントを通知する。サービス購入費の支払に際しては、6か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従って維持管理業務等にかかる対象業務のサービス購入費の減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当月の支払額を事業者へ通知する。（減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに行う。）</p>	<p>モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、事業者へ減額ポイントを通知する。サービス購入費の支払に際しては、6か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従って維持管理業務等にかかる対象業務のサービス購入費の減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当月の支払額を事業者へ通知する。（減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに行う。）なお、当該6ヶ月間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、当該期間の減額措置の有無に関わらず、次の6ヶ月の期間に持ち越して減額ポイントの積算を行わないものとする。</p>
51	別紙9 <モニタリング及びサービス購入費の減額の流れ>	-	別紙と差し替え

平成15年5月14日に公表しました「入札説明書等に関する質問回答（1回目）追加回答」にて「大学からの支払は、施設整備費相当、消費税相当、維持管理費等相当を26回にわたり均等に支払います。」と回答しておりますが、施設整備費相当、消費税相当、維持管理費等相当の総額を均等に支払うという趣旨ですのでご留意下さい。

長期事業収支計画表(その2)

資金収支計算書

(千円)

項目	年度	H15	H16	H17	~	H27	H28	H29	合計
	資金調達								
出資金									
借入金									
税引後当期利益									
割賦売掛金取り崩し									
減価償却費									
その他									
資金需要									
投資									
本事業に係る投資									
税引後当期損失									
借入金返済									
配当金									
その他									
資金過不足									
期末累積資金残高									

借入金残高

期首残高									
借入額									
金融機関A									
返済額									
金融機関A									
期末残高									
DSCR									
L L C R									

資本の部

資本の部計									
資本金									
法定準備金									
剰余金									

消費税処理

消費税納付額・還付額計									
課税売上									
課税仕入									
仮受消費税									
仮払消費税									
納付消費税									
還付消費税									
消費税納付後の資金過不足									
消費税納付後の期末累積資金残高									

国(大学)の支出額

大学の支出額計	-	-							
大学の支払う対価	-	-							A
施設整備費相当									B
施設費相当	-	-							D
割賦金利	-	-							E
維持管理費等相当	-	-							C
消費税	-	-							
施設費相当に対する消費税等	-	-							
維持管理費等相当に対する消費税等	-	-							

- 1 A 3版1枚で作成し、A 4版に折り込んでください。
- 2 本様式の作成にあたっては、後段の「作成にあたっての注意事項」にしたがってください。

「資金調達計画等に係る提案書」の作成にあたっての注意事項

<様式5 2> 資金調達計画

(事業費の調達)

- 1 出資者および資金調達先(金融機関等)ごとの内訳がわかるように記入し、現在検討している資金調達先(金融機関等(社債においては受託会社等を含む))の名称、社債内容等を記入してください。
- 2 金融機関等の名称は、同意書または関心表明書等を提出した者を必ず含み、これ以外の金融機関等の名称については、提案書の提出時点で決定または想定しているものについて可能な限り記入してください。(外部借入等)
- 3 金融機関等が同一であっても、借入条件が異なる場合には区分して記入してください。備考欄には、担保設定に関する条件や調達した資金の用途などを記入してください。
- 4 資金調達先の金融機関等から同意書または関心表明書等を取得している場合、その写しを<様式5 9>に添付してください。

<様式5 3-1~2> 長期事業収支計画表(その1)(その2)

(共通事項)

- 1 単位は、千円としてください。
- 2 各年度は4月から翌3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。(ただし、<様式5 3-2>については、消費税関係を記載する箇所がありますので注意してください。)
- 3 本様式は、Microsoft Excelを使用して作成し、そのデータ(計算式を含む)が保存されている3.5インチフロッピーディスクも提出してください。

(損益計算書)

- 4 平成17年度の支払いは10月(平成15年度の上半期分)の1回、平成18年度~平成29年度の支払いは4月(平成17年度~平成28年度の各年度の下半期分)と10月(平成18年度~平成29年度の各年度の上半期分)の各2回、平成30年度の支払いは4月(平成29年度の上半期分)の1回となりますので注意してください。
(予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次での記入としていますので注意してください。)

(資金収支計算書)

- 5 「消費税処理」には、事業者(特別目的会社)の消費税の処理について記載してください。作成に当たっては、「大学の支出額計」「施設整備費相当と施設整備費相当に係る消費税等の合計」「維持管理費等相当と維持管理費等相当に係る消費税等の合計」の各回ごとの支払金額は、完全に平準化して同額とすることに留意してください。また、処理後の資金過不足、期末累計資金残高についても記載してください。

(国(大学)の支出額)

- 6 「国(大学)の支出額」の各項目のうち「大学の支出額計」「施設整備費相当と施設整備費相当に係る消費税等の合計(合計を記載する欄はありませんがチェックをしてください。)」 「維持管理費等相当と維持管理費等相当に係る消費税等の合計(合計を記載する欄はありませんがチェックをしてください。)」の各回ごとの支払い金額は、完全に平準化して同額としてください。平成17年度の支払いは10月(平成17年度の上半期分)の1回、平成18年度~平成29年度の支払いは4月(平成17年度~平成28年度の各年度の下半期分)と10月(平成18年度~平成29年度の各年度の上半期分)の各2回、平成30年度の支払いは4月(平成29年度の上半期分)の1回となりますので注意してください。
(予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次での記入としていますので注意してください。)
- 7 「消費税」「施設費相当に対する消費税等」「維持管理費等相当に対する消費税等」の算出に使用する消費税率は5%としてください。

<様式54> 入札金額内訳書（施設整備費相当の内訳書）

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。
- 3 大学への所有権移転に伴う費用のうち、不動産取得税については非課税扱いとしてください。ただし、入札参加者は、必要に応じて県税事務所又は総務省自治税務局都道府県税課にお問い合わせください。
- 4 また、登録免許税も非課税としてください。

<様式55> 入札金額内訳書（施設整備費相当のうち建設工事費の項目別内訳書）

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。

<様式56> 入札金額内訳書（維持管理費等相当の内訳書）

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。

<様式57> 入札金額内訳書（維持管理費等相当の年度計画の内訳書）

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 各年度は4月から翌3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。
- 3 本様式は、Microsoft Excelを使用して作成し、そのデータ（計算式を含む）が保存されている3.5インチフロッピーディスクも提出してください。
- 4 「入札金額内訳書（維持管理費等相当の年度計画の内訳書）」の各項目のうち「総合計」の各回ごとの支払い金額は、完全に平準化して同額としてください。平成17年度の支払いは10月（平成17年度の上半期分）の1回、平成18年度～平成29年度の支払いは4月（平成17年度～平成28年度の各年度の下半期分）と10月（平成18年度～平成29年度の各年度の上半期分）の各2回、平成30年度の支払いは4月（平成29年度の上半期分）の1回となりますので注意してください。（ 予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次での記入としていますので注意してください。 ）

<様式58> 資金調達スキーム（枠組）

- 1 特にありません。

<様式59> 同意書または関心表明書

- 1 特にありません。

<様式52> ~ <様式59>

- 1 入札書の「入札金額」と「A」の値は、一致させてください。
- 2 各様式中の「A」「B」「C」「D」「E」「F」の値は、「A」「B」「C」「D」「E」「F」それぞれ同士で一致させてください。
- 3 施設費相当を大学が割賦で支払うのに必要な割賦金利の算定に使用する基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTelerate17143ページに掲載されている6か月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレートとします。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利の基準日は、平成15年6月26日とします。（なお、金利の固定は、落札者決定の日もって行うものとします。）